

京都市告示第 214 号

生活保護法第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成18年9月29日

京都市長 榎本頼兼

医療機関指定（診療所・歯科）

名 称	所 在 地	指定年月日
石井医院	上京区東堀川通出水下ル四町目199番地の1	平成18年7月24日
二条駅前なかみち皮膚科クリニック	中京区西ノ京梅尾町1番地の1 JR二条駅NKビル3F	平成18年9月1日
ささき小児科	中京区西ノ京職司町2番地の3	平成18年9月1日
今村眼科クリニック	右京区嵯峨中通町13番地の36	平成18年8月1日
寺本歯科医院	山科区竹鼻四丁野町27番地の13	平成18年8月9日
こじま歯科医院	中京区壬生朱雀町1番地の21 ボナール・レーブ1階	平成18年8月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)